

別表(第3条、第4条、第11条、第12条関係)

補助対象用地	指定企業	補助対象事業	補助対象経費 (対象区分)	補助率又は補助額		補助要件	補助限度額
宿毛湾港工業流通団地 (第1種指定用地)	(促進要綱第3条) 企業のうち、付表の対象業種等区 分に掲げる業種で、促進要綱第3条 の規定により企業指定を受けた日か ら原則として3年を経過する日までに 操業を開始しようとする企業	(1) 用地取得事業	業種等区分:1、2、3又は4 工場又は事業所の新增設を行うため に必要な用地の取得に要する経費	当該用地の譲渡代金に3分の2を乗じて得た 額		用地を取得する指定企業(県から一括支払により購入した 場合に限る。)で指定工場等の建設を行うもの	補助対象事業(1)から(4)までに係る 補助金の合計額は通算で10億円を超 えないものとする。ただし、次に掲げるも のに該当する場合はこの限りでない。 (1)操業開始後1年以内に新規雇用が 100人以上の場合であって、知事が 特に必要があると認める場合 (2)土地の一括分譲に係る補助金が10 億円を超える場合は、通算限度額は 適用しない。この場合において、補助 対象事業欄の(2)から(4)までに掲げ るものに係る経費への助成は行わな い。 (3)敷地内純増設以外の新增設につ いては、新たに取得した用地を単位と して、通算限度額を適用する。
		(2) 施設等整備事業 移転増設の補助率の扱 いは(注)5のとおり	業種等区分:1、2、又は4 工場等の新增設を行うために必要と する減価償却資産(当初から計画され ているものであって、原則として指定工 場等の操業開始後6月以内に取得さ れたもの)の取得に要する経費	新設 敷地外純増設 移転増設	補助対象経費の20 パーセント	県内新規雇用者数(指定工場等の操業開始後1年までの 間に雇用する者に限る。以下同じ)10人以上かつ投下固定 資産額 5,000万円以上	
				敷地内純増設	補助対象経費の15 パーセント		
			業種区分:3 事業所の新增設を行うために必要と する減価償却資産(当初から計画され ているものであって、原則として指定工 場等の操業開始後6月以内に取得さ れたもの)の取得に要する経費	新設 敷地外純増設 移転増設	補助対象経費の15 パーセント	県内新規雇用者数 5人以上	
		敷地内純増設	補助対象経費の10 パーセント				
(3) 港湾施設整備事 業	業種等区分:1、2、3又は4 工場又は事業所における事業活動 のため、港湾施設(当初から計画され ているものであって、原則として指定工 場等の操業開始後6月以内に取得さ れたもの)の取得に要する経費	1 指定企業当たり通算1億円以内で、補 助対象経費の10パーセント		指定企業が、港湾を利用した輸送を行おうとする場合に直 接必要とされる減価償却資産(港湾施設に限る。)であって、 専ら宿毛湾港(池島地区に限る。)において使用するもの (注)港湾施設とは港湾法(昭和25年法律第218号)第2条 第5項に定める港湾施設であって、以下のいずれかに 該当するもの (1)荷さばき施設のうち、固定式荷役機械、軌道走行式荷 役機械 (2)移動式施設(移動式荷役機械及び移動式旅客 乗降用施設に限る。) (3)港湾役務提供用移動施設のうち、船舶の離着岸 を補助するための船舶(曳船に限る。)			
(4) 福利環境施設整 備事業	業種等区分:1、2又は4 福利環境施設(当初から計画されて いるものであって、原則として立地促進 要綱第3条の規定による企業指定の 日から3年6月以内に取得されたもの) 等を整備又は取得するために直接必 要な経費(用地の取得に要する費用 は除く)	1 指定企業当たり通算5,000万円以内で、(1)及び(2)に掲げる金額のいずれか低い額以内とする。 (1) 指定工場用地に新增設する工場の延べ床面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額 (2) 補助事業に係る補助対経費の額		敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上の工場の立地に関連して福利環境施設等の整備を行う指定企業 (注)福利環境施設等の例示 1 体育館、集会所、従業員研修施設、通勤用バス等の福利厚生施設 2 排水処理施設等の環境施設 3 その他の福利の向上、環境の保全等を目的とする施設で、知事が特に必要があると認める施設			
(5) 新規雇用促進事 業	業種等区分:1、2、3又は4 県内新規雇用者の費用に要する経費	以下の合計額 (1) 正規社員×100万円 (2) 非正規社員×80万円		施設等整備事業対象事業者のうち、企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用した県内新規雇用者の雇用期間が6月を経過し、対象となる雇用者は1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。 (1) 正規社員 期間の定めのない労働契約を締結している者であり、かつ、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者。 (2) 非正規社員 (ただし、非正規社員として雇用された者が正規社員に登用され、かつ、登用後6ヵ月以上継続して雇用された場合は、その者を正規社員として取り扱う。)			

(注)1 補助対象経費には、消費税を含みません。

2 補助金額は、補助対象事業ごとに1,000円未満を切り捨ててください。

3 複数企業が実施するものでも、実質的に一体となって事業を行うものは1補助対象事業とみなし、通算10億円の限度額を適用します。

4 特別事業加算:投下固定資産額1億円以上かつ県内新規雇用者数20人以上の場合は、上記の(2)施設等整備事業の補助率へ5パーセントを加算します。

5. 移転増設の場合の補助率について、企業が企業指定日より前から取得等をしている土地(親会社、子会社、関連会社等が取得等している土地も同様)への移転は敷地内純増設に係る補助率を、企業指定日以降に取得等をする土地への移転は敷地外純増設に係る補助率をそれぞれ適用する。

別表付表(指定企業の対象業種等区分)

対象業種等区分		該当条件及び該当業種	補助率及び補助額
1 一般製造業		日本標準産業分類表の大分類E製造業に該当するもののうち、下記2を除くもの	<p>○用地取得事業(当該用地の譲渡代金に3分の2を乗じて得た額)</p> <p>○施設等整備事業(新設、敷地外純増、移転増設→20%) (敷地内純増設→15%)</p> <p>○港湾施設整備事業(1指定企業当たり通算1億円以内で補助対象経費の10%)</p> <p>○福利環境施設整備事業(1指定企業当たり5,000万円以内で以下に掲げるいずれか低い額(1)指定工場用地に新增設する工場の延べ床面積に1平方メートル当たり5,000円を乗じた額(2)補助事業に係る補助対象経費の額)</p> <p>○新規雇用促進事業(正規社員×100万円、非正社員×80万円)</p>
2 企業立地戦略重点対象業種	(1)地域資源活用型産業	農林水産物又は水資源を主要原材料とするもののうち、当該主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であるもの	上記1の一般製造業と同じ
	(2)加工組立型産業	次のいずれかに該当するもの ア 金属製品製造業(24) イ はん用機械器具製造業(25) ウ 生産用機械器具製造業(26) エ 業務用機械器具製造業(27) オ 電子部品・デバイス・電子回路製造業(28) カ 電気機械器具製造業(29) キ 情報通信機械器具製造業(30) ク 輸送用機械器具製造業(31) ケ 時計・同部分品製造業(3231)	上記1の一般製造業と同じ
	(3)素形材製造業等	次のいずれかに該当するもの ア 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(1634) イ プラスチック製造業(1635) ウ 医薬品製造業(165) エ プラスチック製品製造業(18) オ ガラス・同製品製造業(211) カ フェロアロイ製造業(2213) キ 表面処理鋼材製造業(224) ク 鉄素形材製造業(225) ケ 非鉄金属第1次製錬・精製業(231) コ 非鉄金属素形材製造業(235) サ その他の非鉄金属製造業(239) シ 新素材製造業(注3)	上記1の一般製造業と同じ
3 流通業		運輸業(42~48)、卸売業(50~55)、流通加工業	<p>○施設等整備事業(新設、敷地外純増、移転増設→15%) (敷地内純増設→10%)</p> <p>□福利環境施設整備事業は対象外</p> <p>□その他は1と同じ</p>
4 新エネルギー関連業種		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条に規定するもの	上記1の一般製造業と同じ

注1 減価償却資産の特例	指定工場等の操業を開始した日から6月以内に取得するものを補助対象経費とする。ただし、当初計画から納期が遅延した等やむを得ない理由により操業開始から6月を超えて取得したものについては、この限りでない。この場合において、実績報告書にその理由を記載した書面を添付しなければならない。
注2 減価償却資産の取扱い	減価償却資産のうち、耐用年数が1年未満又は消費税額を除く取得費若しくは取得原価相当額が10万円未満のものは、補助対象外とする。
注3 共同事業の取扱い	<p>企業が他の企業と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うものとする。この場合において、この要綱に定める手続は、次のとおり行うものとする。</p> <p>ア 完全子会社(100%出資子会社)と共同で実施する事業の場合 完全親会社が代表して行うものとする。</p> <p>イ ア以外の企業(資本関係があるア以外の関係会社を含む。)と共同で実施する事業の場合、次のいずれかにより行う</p> <p>①代表会社を定め、その会社が代表して行う ②共同で事業を実施する全ての企業が連名で行う ③経費等を按分のうえ事業を実施する企業が個別に行う</p>
注4 地域資源活用型産業	<p>補助対象事業者は、概算払請求時又は実績報告時に、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であること確認できる証拠書類を提出しなければならない。証拠書類は、操業開始後3年以内の1年間以上(連続して12月以上)の補助対象事業の実績において、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることを証明するものとする。期限内にこの証明書類を提出できない場合は、知事は補助金交付の全部又は一部を取り消すことができ、既交付の補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>なお補助対象事業者は、操業開始後3年原則として、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることの要件を継続して達成するものとし、知事が要件達成を確認できる証拠書類を求めた場合は、それらの書類を知事に提出するものとする。</p>
注5 新素材製造業	主として、ファインセラミックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせて高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう(主として新素材の原料を製造する事業所を含む。)